

市第3号議案

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正
横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年5月19日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項中「介護保険給付等関係情報」の次に「、年金給付関係情報」を加え、同表の4の項中「を定める」を「及び特定個人情報提供に関する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

利用する特定個人情報を追加するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例の一部改正に伴い関係規定の整備を図

市第3号

るため、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表第2（第4条第1項及び第2項）

機 関	事 務	特 定 個 人 情 報
(省 略)		
3 市 長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって法別表第2の26の項に規定する主務省令で定める事務に準ずるもの	医療保険給付関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、同法による給付金に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、 年金給付関係情報 、特別児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
4 市 長	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及びを定	地方税関係情報、障害者関係情報、児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障

市第3号

<p>特定個人情報の提供に関する る条例（平成27年神奈川県 条例第71号）別表第1の1 の項に掲げる事務</p>	<p>害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第 97条第1項の福祉手当の支給に関する情報で あつて規則で定めるもの</p>
<p>（省 略）</p>	